

同 意 書

後期高齢者医療一部負担金等の減額、免除又は徴収猶予の決定のために必要があるときは、私及び世帯員の資産及び収入の状況をについて、担当する職員が関係機関又は関係人に報告を求めることに同意します。

また、一部負担金の減免又は徴収猶予を受けた場合において、一部負担金の減免又は徴収猶予が不相当と認められ、返還請求があったときは、直ちに返還することに同意します。

年 月 日

和歌山県後期高齢者医療広域連合長 様

(申請者)

住 所

氏 名